

報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月22日

廿日市市長 松本太郎

- 1 専決処分の内容 別紙のとおり
- 2 専決処分年月日 令和4年1月28日

令和3年度

廿日市市国民健康保険
特別会計補正予算
(第3号)

広島県廿日市市

令和3年度廿日市市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和3年度廿日市市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,558,656千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年1月28日

廿日市市長 松本太郎

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3	県支出金	8,339,654	300	8,339,954
	1 県補助金	8,339,654	300	8,339,954
	歳 入 合 計	11,558,356	300	11,558,656

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	保険給付費	8,144,609	300	8,144,909
	6 傷病手当金	0	300	300
	歳 出 合 計	11,558,356	300	11,558,656

令和3年度

廿日市市国民健康保険特別会計
歳入歳出補正予算事項別明細書
(第3号)

広島県廿日市市

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費	千円 8,144,609	千円 300	千円 8,144,909
歳 出 合 計	11,558,356	300	11,558,656

補正額の財源内訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国 庫 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千 円	千 円	千 円	千 円
300			0
300	0	0	0

国民健康保険特別会計

2 歳 入

3 款 県支出金

300千円

1 項 県補助金

300千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保険給付費等交付金	千円 8,339,654	千円 300	千円 8,339,954
計	8,339,654	300	8,339,954

節		説	明
区 分	金 額		
1 保険給付費等 交付金	千円 300	特別交付金	千円 300

3 歳 出

2 款 保険給付費

300千円

6 項 傷病手当金

300千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 傷病手当金	千円 0	千円 300	千円 300	千円 300 県支出金 300	千円	千円	千円
計	0	300	300	300	0	0	0

節		説明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	千円 300	001 傷病手当金	千円 300